

一般社団法人出雲青年会議所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人出雲青年会議所(Izumo Junior Chamber Inc. 以下「本会議所」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を島根県出雲市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を集結し、明るい豊かな社会の実現に向かって、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 地域社会及び国家の発展並びに地域住民福祉の向上を図る。
- (2) 会員の連携と指導力の啓発に努める。
- (3) 国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与する。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 地域社会の政治・経済・社会・文化等に関する研究ならびにその進歩・発展に資する事業
- (2) 社会奉仕に関する事業
- (3) 青少年問題に関する事業
- (4) 会員の修練・指導力開発および相互の親睦を図るための事業
- (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内・国外の青年会議所その他の諸体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (6) その他本会議所の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団及び財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

(正会員)

第7条 正会員は、出雲市若しくはその周辺に住所又は勤務先を有する満25歳以上満40歳未満の品格ある青年とする。

ただし、事業年度中に満40歳に達した場合にはその事業年度は正会員としての資格を有する。

- 2 公益社団法人日本青年会議所及び本会議所の役員に選任された者は前項の限りではない。
- 3 すでに他の青年会議所の正会員である場合は、本会議所の正会員となることができない。

(特別会員)

第8条 特別会員は、満40歳となった事業年度の年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者とする。

(会員の権利)

第9条 会員は、この定款に別に定めるものの他、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第10条 正会員は、定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第11条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第12条 正会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金を納付しなければならない。

- 2 正会員は、総会において定めるところにより、会費を納付しなければならない。

(休会)

- 第 13 条 やむを得ぬ事由により長期間例会に出席できない正会員は、理事会の承認を得て休会することができる。
- 2 休会中の会費については、理事会で特に認めた場合に限りこれを免除する。

(会員資格の喪失)

- 第 14 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。
- (1) 退会したとき。
 - (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - (3) 破産手続き開始の決定を受けたとき。
 - (4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - (5) 除名されたとき。

(退会)

- 第 15 条 退会を希望する会員は、本会議所所定の書式による退会届を理事長に提出することにより任意に退会することができる。
- 2 会費納入前に退会を届け出た場合でも、理事会で特に認めた場合を除き、当該事業年度の会費を納入しなければならない。

(除名)

- 第 16 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、総正会員の 4 分の 3 以上の議決によりこれを除名することができる。
- (1) 本会議所の秩序を乱し、又は本会議所の設立の趣旨に反する行為のあるとき。
 - (2) 会費納入義務を履行しないとき。
 - (3) 正当な理由なく例会に出席しないとき。
 - (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に総会の 1 週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

- 第 17 条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類別)

第18条 本会議所の役員は次のとおりとする。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以上5人以内
- (3) 専務理事 1人
- (4) 会計理事 1人
- (5) 理事5人以上20人以内

※理事長、副理事長、専務理事及び会計理事を含む。以下同じ。

- (6) 監事2人又は3人

- 2 前項の理事長をもって一般社団及び財団法人法上の代表理事とし、同項の専務理事及び会計理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員以外の役職及び権限)

第19条 本会議所に、役員以外に次の役職を置く。

- (1) 直前理事長 1人
- (2) 顧問 若干名

- 2 前項の役職に就く者は、次のとおりとする。

- (1) 直前理事長は、前事業年度の理事長が就任する。
- (2) 顧問は正会員の理事長経験者がこれにあたる。

- 3 第1項の役職に就くものは、次の職務を行う。

- (1) 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な補助をする。
- (2) 顧問は理事長のアドバイザーとして意見を求められた時、所務について必要な助言をする。

(役員資格及び選任)

第20条 本会議所の理事及び監事は総会においてこれを選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。

- 3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

理事長選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

- 4 副理事長、専務理事及び会計理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第 21 条 理事長は本会議所を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し代表権を除く業務をつかさどる。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し代表権を除く業務をつかさどり、かつ、第 59 条に規定する事務局を統括する。
- 4 会計理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐し代表権を除く業務をつかさどり、かつ、会計を統括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 6 理事長、専務理事及び会計理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行を監査すること。
 - (2) 本会議所の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 - (6) 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
 - (7) その他一般社団及び財団法人法に定める職務を行うこと。
- 8 顧問は理事長のアドバイザーとして意見を求められた時、職務について必要な助言をする。

(役員の仕事)

第 22 条 理事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、その年の 12 月 31 日に任期が満了する。

ただし、再任を妨げない。

- 2 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の 1 月 1 日に就任し、就任した翌年の 12 月 31 日に任期が満了する。

ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、総会において、総正会員の4分の3以上の議決により、これを解任する事ができる。

2 第16条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合においても準用する。

(報酬)

第24条 本会議所の役員は無報酬とする。

第4章 総会

(構成及び種類)

第25条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

2 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(決議事項)

第26条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 入会金及び会費の額の決定
- (7) 本会議所の解散
- (8) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催及び招集)

第27条 通常総会は、毎年1月、7月及び11月に開催し、1月に開催する通常総会をもって、一般社団及び財団法人法第36条第1項の定時社員総会とする。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に理事長が招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事会が招集の必要を決議したとき。

- (3) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事長にあったとき。
- 4 前項第2号又は第3号の規定に該当する場合においては、理事長は、その議決又は請求を受け取った日から30日以内に招集の手続きをしなければならない。
- 5 理事長は、総会を招集するには、正会員に対し開会の日の1週間前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した正会員がこれにあたる。

(定足数)

第29条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第30条 総会の議事は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、出席正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

(特別決議)

第31条 第26条第1号、第4号、第5号（解任に係る事項に限る）及び第7号に掲げる事項を総会で決議するには、総正会員の4分の3以上の議決によらなければならない。

(表決権)

第32条 正会員は、総会において各一個の表決権を有す。

(書面表決権)

第33条 やむを得ない理由のため総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第29条から第31条までの規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第34条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- (1) 総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会員が総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

- (2) 総会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 次に掲げる総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は、発言の内容の概要
 - イ 監事の選任若しくは解任又は辞任についての監事の意見
 - ロ 監事が辞任後最初に招集された総会で述べる辞任した旨及びその理由
 - ハ 監事による調査結果の報告
 - (4) 総会に出席した理事及び監事の氏名
 - (5) 総会の議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 議事録には、議長のほか出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、捺印しなければならない。

(決議事項の通知)

第 35 条 理事長は、総会の終了後遅滞なく、その決議事項を正会員に書面で通知しなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第 36 条 本会議所に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、表決権は有しない。
- 4 直前理事長、理事長経験者(正会員に限る。以下同じ。)は、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決権は有しない。

(決議事項)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) 総会の日時及び場所の決定
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 理事長、副理事長、専務理事及び会計理事の選定及び解職
- (7) その他業務の執行に関する事項

- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が必要と認めるとき招集する。

- 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し開会の日の 1 週間前までに会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があれば招集の手続を省略することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した理事がこれにあたる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、議決に加わることができる出席理事の過半数の議決をもって決する。ただし、総会において特別決議を要する事項については、議決に加わることができる出席理事の 3 分の 2 以上の多数の議決をもってこれを決する。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨。

- イ 第 38 条第 2 項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの。
 - ロ 第 38 条第 3 項の規定により理事が招集したもの。
 - ハ 第 21 条第 7 項第 5 号の規定による監事の請求を受けて招集されたもの。
 - ニ 第 21 条第 7 項第 6 号の規定により監事が招集したもの。
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果。
 - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名。
 - (5) 次に掲げる理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要。
 - イ 一般社団及び財団法人法第 84 条第 1 項各号の取引をした理事が、当該取引後、遅滞なく、当該取引について行う重要な事実の報告。
 - ロ 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるとき、遅滞なく行うその旨の報告。
 - ハ 監事が、理事会に出席し、必要があると認めて述べる意見。
 - (6) 理事会に出席した理事及び監事の氏名。
 - (7) 理事会の議長の氏名。
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。
- 2 議事録には、出席した理事長及び監事は署名押印しなければならない。

第 6 章 協議会

(構成)

- 第 43 条 本会議所に任意の機関として協議会を置く。
- 2 協議会は、理事、直前理事長、理事長経験者及び委員長をもって構成する。
 - 3 監事は協議会に出席し、意見を述べることができる。ただし、表決権は有しない。

(権能)

- 第 44 条 協議会は次の事項を審議する。
- (1) 第 51 条第 1 項に規定する委員会等の事務執行に関する事項
 - (2) 例会に関する事項
 - (3) その他必要な事項

(招集)

- 第 45 条 協議会は、毎月 1 回以上理事長がこれを招集する。

- 2 協議会は、事前に規定する場合のほか、協議会構成員の過半数から会議の目的たる事項を示して請求があったときに、理事長が招集をする。

(議長)

第 46 条 協議会の議長は、理事長又は協議会構成員のうち理事長が指名した理事がこれにあたる。

(定足数)

第 47 条 協議会は、協議会構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 48 条 協議会の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 49 条 第 34 条の規定は、協議会の議事録について準用する。

第 7 章 例会及び委員会・会議体

(例会)

第 50 条 本会議所は、毎月 1 回以上例会を開く。

- 2 正会員は、例会への出席義務を負う。
- 3 例会の運営については、協議会を経て理事会の定めるところによる。

(委員会・会議体)

第 51 条 本会議所の目的達成に必要な事項を、調査、研究、審議し、又は実施するために各事業部門ごとに、委員会又は会議体（以下「委員会等」という。）を設置する。

- 2 委員会は、担当理事 1 人、委員長 1 人、幹事若干名及び委員若干名をもって構成する。
- 3 会議体は、議長 1 人、副議長若干名及び委員若干名をもって構成する。
- 4 担当理事は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、その他委員会等の構成員は、会員のうちから理事会の承認を得て任命する。
- 5 正会員は、理事長、副理事長及び専務理事を除き、原則としていずれかの委員会等に所属しなければならない。
- 6 その他委員会等の運営に関しては理事会の定めるところによる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第52条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第53条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第54条 本会議所の経費は、資産をもってこれを支弁する。

(会計区分)

第55条 本会議所の会計は、理事会の議決により別に定める経理規程による。

(事業年度)

第56条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第57条 本会議所の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得、開始後30日以内に総会の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により総会の承認を得た事業計画及び予算をすみやかに公益社団法人日本青年会議所に届け出なければならない。

(事業報告及び決算)

第58条 本会議所の事業報告及び決算については、各事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

- 2 前項に規定する書類の交付を受けた監事は、厳粛なる監査を行ない、その通常総会の開会の日の 2 週間前までに監査報告書を作成し、当該理事長に提出しなければならない。
- 3 当該理事長は、前項に定める意見書を添えて第 1 項の書類を、公益社団法人日本青年会議所及び行政庁に届け出なければならない。

第 9 章 管 理

(事務局の設置)

第 59 条 本会議所は事務を処理するため、事務所の所在地に事務局を設置する。

- 2 事務局には、職員を置く事ができる。
- 3 職員は、理事長の命を受け、庶務を処理する。
- 4 職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 5 職員その他事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 60 条 本会議所は、次の書類及び帳簿を事務所に備え置くものとする。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 事業報告及び収支計算書等の計算書類
 - (4) 監査報告書
 - (5) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 会員は、前項の書類及び帳簿の閲覧をいつでも求めることができる。理事長は、会員が前項の書類の閲覧を求めたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。
 - 3 第 1 項各号の帳簿及び書類は法令に別段の定めがあるものを除き事務所に 5 年間備え置くものとする。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 61 条 この定款を変更するときは、第 31 条に規定する総会の決議がなければならない。

- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併)

第 62 条 本会議所は、総会において、総正会員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団及

び財団法人法上の法人との合併をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 63 条 本会議所は、次の事由により解散する。

- (1) 第 26 条に規定する総会による解散の決議があったとき
- (2) 会員が欠けたとき。
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

(清算人)

第 64 条 本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(剰余金の処分制限)

第 65 条 本会議所は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 66 条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(解散後の会費の徴収)

第 67 条 本会議所は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 11 章 公 告

(公告)

第 68 条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 雑 則

(特別顧問)

第69条 本会議所に、特別顧問若干名を置くことができる。

- 2 特別顧問は、正会員以外の者から理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 特別顧問は、その知識経験を活かし本会議所の運営につき適宜助言をする。

(委任)

第70条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

- 1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の代表理事は三島一男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立登記を行ったときは、第56条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度開始日とする。